

江 差 町 集 中 改 革 プ ラ ン

－平成17年度（2005年度）～平成21年度（2009年度）－

平成18年（2006年）3月

江 差 町

◆江差町集中改革プラン

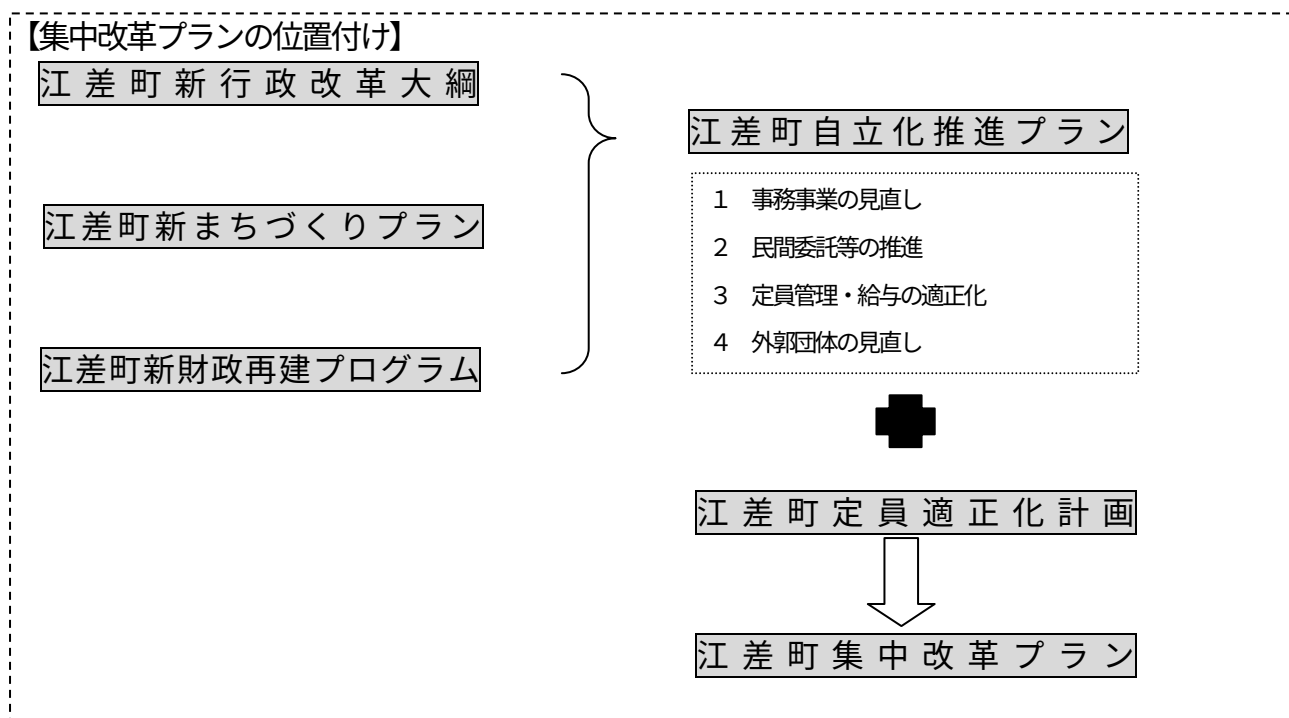
目 次

I	江差町集中改革プランとは・・・・・・・・・・	1
II	江差町の行財政改革の取組・・・・・・・・・・	2
II-1	事務事業の見直し・・・・・・・・・・	3
II-2	民間委託等の推進・・・・・・・・・・	5
II-3	定員管理・給与等の適正化・・・・・・・・・・	7
II-4	外郭団体の見直し・・・・・・・・・・	10
II-5	行財政改革の取組の財政効果（一般会計）・・・・・・	12
III-1	江差町水道事業について・・・・・・・・・・	14

1-1 江差町集中改革プランとは

この「江差町集中改革プラン」は、今後も行財政改革を進めていくため、平成17年（2005年）4月に策定した「自立化推進プラン¹」に、新たに「定員適正化計画²」を加え、平成17年度（2005年度）を起点に平成21年度（2009年度）までの取組を整理し策定したものです。

策定期間において、集中改革プランの柱となる項目は、自立化推進プランの中から「事務事業の見直し」「民間委託等の推進」「定員管理・給与等の適正化」「外郭団体の見直し」の4項目を中心に取り組んで参ります。



¹ 自立化推進プラン：今後の江差町を形成するために急務となる「行政改革」、「財政再建」、「地域再生」を基本テーマとして自立化推進方策を策定したものの。

² 定員適正化計画：定員の適正化を計画的に実施する観点から、将来的な職員数等について各自治体が策定する計画。

II 江差町の行財政改革の取組

江差町はこれまでも、厳しい財政状況の中にあって、多様化する町民意識や行政需要などに対応するため、先行して行財政改革の取組を行ってきました。

昭和63年と平成8年には「行財政改革検討委員会」を組織し、行政組織の見直しやコストの縮減など、行政改革に積極的に取り組んできたところです。

平成11年には、国の地方分権推進計画に沿って、時代の要請や課題に応えるとともに、個性的で魅力あるまちづくりをめざし、きめ細かい行政サービスに対応できる、スリムで効率的なシステムを構築するため、町民の皆さんにより組織された「江差町行財政改革推進委員会」から、当町へ行政改革に向けた提言をいただいたところです。

平成15年には「財政再建プログラム」を策定し、経常経費の削減、起債の借換え措置を推進するなど再構築により安定した財政運営を目指し、自立に向けた取組を進めて参りました。

しかし、国では、「三位一体改革」による地方交付税が大幅削減になり、更に厳しい財政運営を迫られ、財政再建団体への転落危機は今も続いていることから、平成16年4月に新時代のゆたかな町民生活を支える行政経営システムの構築を掲げた「江差町新行政改革大綱」、新時代の江差町の創造に向けた「江差町新まちづくりプラン」、新時代のゆたかな町民生活を支える財政構造の構築を掲げた「江差町新財政再建プログラム」の3つから構成される「江差町自立化推進プラン」を策定いたしました。

このプランに基づき、準用再建団体（赤字団体）転落を回避し、自治体としての主体的な自治能力の発揮と責任を果たすとともに、財政的に削減効果を求めるだけではなく、新しい行財政運営の方向を示すことを基本理念として、改革を進めて参ります。

Ⅱ－１ 事務事業の見直し

１ 基本的な考え方

事務事業の見直しにあたっては、最初に徹底的な内部努力を優先的にを行います。また、事業の必要性、効果性、成果など検証する行政評価^３の仕組みを、経営管理サイクル^４の中に位置付け、評価結果を施策や事業の改善・見直しに活用していきます。

さらに、「行政でなければならない仕事とは」、「誰がサービスを提供すべきか」、「サービス水準はどうあるべきか」など、行政の事業領域やサービスの担い手などについて、町民からの意見なども踏まえ検討していきます。

２ 平成１７年度～２１年度の取組

（１）平成１７年度に行った主な見直し事業

最初に、役場の内部努力によるコスト縮減を優先的に進め、その上で町民の皆さんに提供するサービス水準の見直しなどを行いました。

項目		内容
１	内部効率化 ^５ による経費の縮減	
	賃金	・事務事業の見直しによる必要最小限の臨時職員の配置
	一般事務経費	・会議負担金の廃止 ・一般事務経費の節約による縮減 ・効率的な執務による時間外勤務手当の抑制による縮減 ・長期継続契約によるリース料等の見直し ・委託業務内容の民間移行の推進 ・備品購入費の抑制 ・庁舎その他施設の光熱費等の節減
	その他管理経費	・各表彰式の統合 ・福祉バス管理の見直し ・電話交換業務の見直し
２	事業費の削減	
	各種サービスの見直し	・常設保育所運営費の見直し ・福祉事業の見直し ・幼稚園管理費等の見直し ・生涯学習事業の見直し
	施設の見直し	・へき地保育所の休止 ・公衆トイレの見直し ・施設使用料の見直し
	補助の見直し	・重度身体障害者日常生活給付等事業の見直し ・医療費等の見直し ・適正な保険料の見直し ・街灯料の補助の見直し

(2) 平成18年以降の主な見直し予定事業

財政再建本部による事業の成果の検証を適正に行い、目的や効果の薄れた事業の廃止再編などを進めます。

①実施を予定しているもの

項目		内容
1	内部効率化による経費の縮減	
	賃金	・事務事業の見直しによる必要最小限の臨時職員の配置
	一般事務経費	・一般事務経費の節約による縮減 ・効率的な執務による時間外勤務手当の抑制による縮減 ・委託業務内容の民間移行の推進 ・旅費等の見直し（私用車による出張、日当・宿泊料改正） ・省エネ、省資源等の徹底による行財政コストの削減 （ISO14001 環境マネジメントシステムの取得）
	その他管理経費	・公用車の集中管理による台数の削減
2	事業費の削減	
	補助事業の見直し	・各種建設計画の見直し
	各種サービスの見直し	・学童保育事業の見直し
	補助の見直し	・小中学校要保護児童援助費等の見直し

³ 行政評価：行政が行う事務事業について、社会背景や問題意識のもとで、必要性、有効性、効率性などの観点から評価し、施策及び事業のあり方を検討するための手法。

⁴ 経営管理サイクル：計画（Plan） - 実施（Do） - 評価（Check） - 見直し（Action）のサイクル。

⁵ 内部効率化：町民サービスに影響を与えない範囲で執務体制や事務の進め方を改善すること。

II-2 民間委託等の推進

1 基本的な考え方

効率的かつ効果的な運営に努めるため、指定管理者制度⁶の検討を行なうなど、施設運営の効率化やサービスの向上を図っていきます。また、効率的な執行体制の構築のため、民営化・民間委託が検討される分野については、積極的に取り組んで参ります。

2 平成16年度末の状況

(1) 公の施設の管理形態別施設数の状況（地方公営企業の管理施設を除く）

	指定管理者 制度導入済	管理委託	直営 (業務委託)	計
社会教育施設			5	5
体育施設			7	7
観光施設		4	2	6
公園			5	5
衛生・福祉・民生施設		14	9	23
その他施設		5	3	8
計		23	31	54

(2) 主な事務事業の委託化の状況

現状	事務事業名
全部委託	本庁舎夜間警備
一部委託	本庁舎清掃、水道メーター検診、浄水場の維持管理
直 営	電話交換、本庁舎案内、学校用務員、道路維持補修、福祉バス、総務関係事務

3 平成17年度～21年度の実行目標

(1) 公の施設への指定管理者制度の導入

①管理委託制度⁷により管理を行ってきた施設等

平成18年9月までに指定管理者制度の導入ができる施設は、民間活力を利用し、効率的な運営を目指し、できない施設については、積極的に業務委託を推進します。

⁶ 指定管理者制度：平成15年9月に地方自治法が改正され、町民サービスの向上と経費の節減を目的に創設された制度で、「公の施設（住民利用施設）」の管理を、議会の議決を経て指定される「指定管理者」行わせる制度。

⁷ 管理委託制度：平成15年9月の改正前の地方自治法に基づき「公の施設」の管理を特定の団体に委託する制度。委託先は、公共団体、公共的団体、一定の出資団体に限定されていた。

②現在、直営で管理している施設

施設の効果的かつ効率的な管理運営という視点から、行政評価の手法などを活用しながら管理運営のあり方を随時、検討します。

(2) 事務事業の委託化

①平成17年度末における主な事務事業の委託の状況

現状	事務事業名
全部委託	本庁舎夜間警備
一部委託	本庁舎清掃、水道メーター検診、浄水場の維持管理
直 営	電話交換、本庁舎案内、学校用務員、道路維持補修、福祉バス

②平成18年度以降の主な取組について

現状	事務事業名
全部委託	福祉バス運行委託、公園巡視等業務委託、道路維持管理業務委託、除雪

II-3 定員管理・給与等の適正化

1 定員適正化計画

(1) 基本的な考え方

江差町では、これまでも常に効率的な職員配置に努めており、時代の変遷に伴い、行政の役割が低下した分野や民間活力の導入が相応しい分野についての見直しを行う一方、福祉や経済分野などの行政需要の高い分野には職員を重点的に配置するというスクラップアンドビルド⁸の手法により定員管理を行ってきました。

その結果、総職員数については、平成11年度から平成16年度までの5年間では、全国平均の4.6%を上回る9.3%、職員数では14人の削減を行っています。

○総職員数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
総職員数	150	148	148	145	139	136	131
削減数		2	0	3	6	3	5

9.3% (14人) の純減

※派遣職員を除く職員数となっています。

今後についても、事務事業の統合や適正な組織体制・人事配置を念頭に置きながら、積極的・計画的な組織の合理化と定員管理の適正化を図っていきます。

(2) 今後の取組

①策定期間

平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間

②目標値

7人(5.3%)の純減(平成11年から合計して17.3%の減)

(3) 団塊の世代⁹の大量退職の考え方

○これまでと今後の取組

江差町では、定年より早期に退職した職員のうち、一定の条件に該当するものについて、退職手当の加算を行うことにより、団塊の世代の早期退職を図ってきました。

今後についても、これまでどおり定員の適正化を進めていくほか、早期退職勧奨制度等の制定により、採用数の平準化に努めます。

⁸ スクラップアンドビルド：採算や効率の悪い事業・部門を整理し、新たな事業・部門を設けること。

⁹ 団塊の世代：第二次大戦直後数年間のベビーブームの時に生まれた世代。

2 給与等の適正化の取組

(1) 給与制度の見直し

①これまでの取組

ア 給与水準

江差町職員の給与については、人事院勧告¹⁰に基づく改正を行うことで、官民の給与較差の解消を図り、適正化に努めています。

また、当町では、平成15年度から給料を独自削減し、財政再建に向けて尽力している最中です。

○給料表の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
3級以下の職員 (係)	基本給の1%削減	基本給の3%削減	基本給の3%削減 (前年度より継続)
4級以上の職員 (係長、主幹、課長)	基本給の2%削減	基本給の5%削減	基本給の5%削減 (前年度より継続)

イ 各種手当等

項目	実施時期
特殊勤務手当の支給凍結	平成14年4月
昇給停止年齢を55歳に引下げ	平成14年4月
管理職手当の支給率の引下げ	平成14年4月
時間外手当の抑制	平成14年4月
役職加算の支給率引下げ	平成15年4月
通勤手当の引下げ	平成15年4月
住居手当(持家分)の引下げ	平成15年4月

②今後の取組

職務・職責や勤務実績がより適切に評価され反映される給与制度及びその運用を推進するため、今後も引き続き給料表や各種手当制度について、必要に応じて見直しを行います。

(2) 福利厚生事業

福利厚生事業については、これまでも様々な見直しを行ってきましたが、再度、町民の理解が得られるよう適切で公正な事業、財政負担等を考慮し、江差町職員及び一部事務組合職員で構成されている職員互助会を中心に事業を展開し、職員の健康維持、増進及び回復を図ります。

¹⁰ 人事院勧告：官民給与の比較の基礎とするため、国家公務員と民間の給与を調査し、その結果に基づいて、官民の給与較差を解消するために、内閣に対し勧告を行うもの。公務員は民間企業の従業員と異なり、争議権や団体交渉権等の労働基本権が制約されていることの代償措置。

3 定員・給与等の状況の公表

江差町では平成14年度より職員の給与・人件費・職員数等について、広報誌の紙面で公表を行ってきました。

平成17年度については、総務省が現在構築している「地方公共団体給与情報システム」への対応等を考慮し、新たな公表手法としてホームページに掲載することとしました。

また、平成18年度からは江差町人事行政運営等の状況の公表に関する条例の制定にあわせ、公表項目をより充実するよう努めます。

今後の公表においても、より多くの方に理解していただけるよう公表方法や内容について随時検討を行い、さらに充実するよう努めていきます。

Ⅱ－４ 外郭団体等の見直し

１ これまでの町の主な取組

（１）見直しの取組

外郭団体あるいは関連団体は、公共の利益となる事業を行うことを目的として設立され、それぞれ一定の成果を挙げてきましたが、社会経済環境が変化する中で、あらためてそのあり方が問われています。

江差町では、平成１６年度から行財政改革の一環として、団体等の設立目的をはじめ業務内容、活動実態、運営状況等について調査し、時代に即した運営の改善を進めるとともに、事業内容、負担金及び役員構成等について見直しを図ります。

また、外郭団体等の運営に当たっては、自助努力による経営の独立性を尊重し、資金、人材の両面にわたり行政関与を必要最小限にすることを基本にしながらも、各団体間の情報交換、組織支援など活性化等を促してまいります。

（２）町の財政的関与の見直し

①補助金・委託料の見直し

事業の廃止を含む見直しや内部効率化を進めて補助金や委託料の削減を次のように進めていきます。

○見直しの内容

団 体 名	内 容	年度
檜山広域行政組合	・経費削減 ・決算剰余金の精算	平成１６年度 (実施)
江差消防署	・経費削減 ・決算剰余金の精算	平成１６年度 (実施)
南部桧山衛生処理組合	・経費削減 ・決算剰余金の精算	平成１６年度 (実施)
江差町ほか２町学校給食組合	・経費削減 ・決算剰余金の精算	平成１６年度 (実施)
江差町土地開発公社	・累積損失の解消方針 ・土地売却計画の策定 ・公共用地先行取得の方針	平成１６年度 (実施)
桧山造船公社	・公社再建計画の見直し ・経営改善計画	平成１６年度 (実施)
開陽丸青少年研修センター	・短、中期経営改善計画策定 ・施設管理 ・町補助金の削減	平成１６年度 (実施)

②インターネットを利用した情報公開の推進

今後各団体のホームページに対して、内容の充実、団体の経営・運営状況などについて、一層積極的かつ分かりやすく公開するよう指導し、業務運営の透明化に努めます。

Ⅱ－５ 行財政改革の取組の財政効果（一般会計）

１ 行財政改革の取組における効果額

平成１７年度、１８年度における効果額は以下のとおりです。１９年度以降も、予想される収支不足の解消に向け、さらに徹底した行財政改革を進めていきます。

（単位：百万円）

項目			2年間の合計	主な取組内容
	17年度実施	18年度実施予定		
歳入	27	27	54	
受益者負担の適正化	4	4	8	使用料、手数料の見直し
町有未利用地の売却	15	15	30	町有未利用地の売却
その他	8	8	16	町税徴収率の向上
歳出	238	28	266	
行政の効率化	156	6	162	
人件費の見直し	14	6	20	退職者補充の抑制、定員管理
内部管理経費縮減	121	2	123	
賃金	10	▲ 3	7	
物件費	111	5	116	内部事務経費の抑制
外郭団体の見直し	21	▲ 2	19	一部事務組合負担金の見直し
事務事業の見直し	82	22	104	
各種事業費の削減	61	14	75	
補助費等	62	2	64	報償費の削減
維持補修費	▲ 1	12	11	施設の維持管理経費抑制
補助金の見直し	35	8	43	団体補助金の見直し
公施設の統廃合・再配置	▲ 14	0	▲ 14	
統廃合			0	公共施設の統廃合
再配置	▲ 14		▲ 14	公共施設の再配置
合計	265	55	320	

参考：中期財政状況の見通し；普通会計（平成18年2月）

歳 入

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
町税	892,014	977,102	969,702	962,410	955,248
地方譲与税	144,231	144,231	74,312	74,312	74,312
利子割交付金	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
配当割交付金	500	500	500	500	500
株式等譲渡所得交付金	875	875	875	875	875
地方消費税交付金	116,790	116,790	116,790	116,790	116,790
自動車取得税交付金	23,331	23,331	23,331	23,331	23,331
地方特例交付金	26,770	13,385	6,692	0	0
地方交付税	2,370,108	2,279,551	2,211,165	2,144,830	2,100,238
普通交付税	2,183,871	2,099,449	2,036,466	1,975,372	1,935,864
特別交付税	186,237	180,102	174,699	169,458	164,374
交通安全対策特別交付金	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
分担金及び負担金	11,762	12,107	12,107	12,107	12,107
使用料及び手数料	218,495	215,407	213,580	211,753	211,153
国庫支出金	455,876	361,140	295,360	273,657	275,675
道支出金	219,393	219,972	225,132	221,960	222,969
財産収入	35,570	30,570	30,570	30,570	30,570
寄附金	1	1	1	1	1
繰入金	185,808	5,808	5,808	5,808	5,808
繰越金	21,164	100	100	100	100
諸収入	458,283	446,028	346,028	321,903	321,903
町債	466,400	429,000	262,400	224,400	214,000
事業債	275,200	269,300	120,300	97,900	101,400
減税補てん債	11,700	0	0	0	0
臨時財政対策債	179,500	159,700	142,100	126,500	112,600
その他事業債以外					
合計	5,652,289	5,280,816	4,799,371	4,630,225	4,570,498

歳 出

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人件費	998,561	984,143	986,215	973,974	939,407
物件費	567,807	544,862	546,595	534,881	538,569
維持補修費	39,937	39,084	39,084	39,029	39,029
扶助費	629,800	633,717	637,673	641,669	645,705
補助費	912,091	908,746	908,160	908,160	908,539
公債費	1,221,820	1,238,413	1,226,330	1,169,496	1,082,240
積立金	100	50	50	50	50
投資出資貸付金	121,452	121,452	121,452	121,452	121,452
繰出金	452,584	452,585	452,585	452,585	452,585
普通建設	708,137	588,811	243,435	165,998	163,433
災害復旧	0	0	0	0	0
合計	5,652,289	5,511,863	5,161,579	5,007,294	4,891,009

差引収支	0	▲ 231,047	▲ 362,208	▲ 377,069	▲ 320,511
うち繰り越し	0	0	0	0	0
うち積立	0	0	0	0	0

基金取り崩し	180,000		0	0	0
基金残高見込み	165,407	165,407	-	-	-

III-1 江差町水道事業

1 集中改革プランの公表について

水道事業においては、業務の委託化の推進や退職職員の不補充等により、職員やコストの削減に努めることで、経営の安全化・効率化に取り組んできています。

また、「町民生活に欠かすことのできないライフラインとして、安全で良質な水を安定的に供給する。」という使命を継続して果たしていくために、平成17年度から平成21年度における取組について整理・集約した事柄を「集中改革プラン」として公表します。

2 事業運営の目標

1 安全で良質な水の確保

「水源の確保や水源の保全・水質の強化を図ることにより、これからも安全で良質な水の供給を目指します。」

2 安定した水の供給

「水道施設の計画的・効率的な整備・維持管理を進める一方、災害に強い水道システムや危機管理システムを構築し、安定給水の堅持を目指します。」

3 利用者に満足される水道

「利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用者ニーズに対応したサービスの提供を図り、利用者に満足され、信頼される水道を目指します。」

4 健全経営のもと自律した水道

「効率的な事業運営や健全経営を堅持していくほか、時代の変化に柔軟に対応できる活力ある人材・組織づくりや環境に配慮した事業運営を目指します。」

(3) 定員管理に関する計画

	H17.4.1	H22.4.1
職員数	6人	5人

H17.4.1～H22.4.1 純減数	純減率
1人	16.6%

《参考》

	H11.4.1	H16.4.1
職員数	8人	7人

H11.4.1～H16.4.1 純減数	純減率
1人	12.5%

※H11.4.1～H22.4.1 純減数（純減率）3人（37.5%）

3 給与の適正化に関する見直し

(1) 給与制度の見直し

①これまでの取組

ア 給与水準

江差町水道事業会計の給与についても、江差町職員同様人事院勧告に基づく改正を行うことで、官民の給与較差の解消を図り、適正化に努めています。

また、当事業会計でも、平成15年度から給料を独自削減し、経営再建に向けて尽力している最中です。

○給料表の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
3級以下の職員 (係)	基本給の1%削減	基本給の3%削減	基本給の3%削減 (前年度より)
4級以上の職員 (係長、主幹、課長)	基本給の2%削減	基本給の5%削減	基本給の5%削減 (前年度より)

イ 各種手当等

項目	実施時期
昇給停止年齢を55歳に引下げ	平成14年4月
管理職手当の支給率の引下げ	平成14年4月
時間外手当の抑制	平成14年4月
役職加算の支給率引下げ	平成15年4月
通勤手当の引下げ	平成15年4月
住居手当(持家分)の引下げ	平成15年4月

(2) 今後の取組

職務・職責や勤務実績がより適切に評価され反映される給与制度及びその運用を推進するため、今後も引き続き給料表や各種手当制度について、必要に応じて見直しを行います。

4 経費節減等の取組及び効果額

項 目		概 要	効果額 (千円)
支 出	人件費削減		37,542
	職員削減		34,582
	民間的経営手法 の導入 (民間委託)	・業務の一部委託 (検針業務、料金徴収業務、配水施設の点検・ 保守、浄水場の運転管理業務、浄水施設の点 検・保守、汚泥・配水処理業務) ・業務の全部委託 (水質試験・検査業務)	
	給与等削減	給料、各手当等の削減	2,960
	その他	事務的経費等の削減	1,600
	小 計		39,142
収 入	料金収入の確保対策	料金未納者対策の強化（長期滞納者に対し、 納入誓約書を結び不履行者には、給水停止の 執行。	
総 計			39,142